6　第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六の二第二項」と読み替えるものとする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の七を次のように改める。

第六十八条の十五の七　削除

第六十八条の十五の八第一項第十七号中「前条第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改め、同条第八項中「前条第六項」を「第六十八条の十五の六の二第六項」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第六十八条の十七の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の十九第一項、第六十八条の二十第一項及び第六十八条の二十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六を次のように改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六　削除

第六十八条の二十七第二項及び第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十一の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四を次のように改める。

第六十八条の三十四　削除

第六十八条の三十五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の六の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の七第一項」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「若しくは第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六の二」を加え、「第六十八条の十五の七」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五を次のように改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五　削除

第六十八条の四十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の四十六第六項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加える。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十八第四項及び第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第十二号から第十四号まで」を「同条第四項第十三号若しくは第十四号」に、「に同条第四項第十二号」を「に同条第四項第十三号」に改め、同条第八項中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「同条第四項第十二号」を「同条第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。